

(要約)

売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定

田中 洋

本論文は、売買において買主に引き渡された目的物に瑕疵（契約不適合）があった場合に、①買主に追完請求権が認められるか、認められるとすればどのような考え方に基づいて認められるか（買主の追完請求権の基礎づけ）、②買主の追完請求権が認められるとして、その規律内容はどのようなものであるべきか、また、そうした規律内容はどのような要因・考慮に基づいて確定されるべきか（買主の追完請求権の内容確定）という問題について、ドイツ法を素材として、基礎的な考察を行うものである。

第1章 はじめに

売買契約において買主に引き渡された目的物に瑕疵（契約不適合）があった場合に、買主が売主に対して、目的物の修補や代替物の引渡し等による履行の追完を請求することができる権利は、一般に、「買主の追完請求権」と呼ばれる。

わが国の民法典には、1896年（明治29年）の制定から2017年（平成29年）の民法改正に至るまで、買主の追完請求権に関する明文の規定は設けられていなかった。もっとも、買主の追完請求権は、これについて明文の規定を欠いていた改正前民法のもとでも、主として、①瑕疵担保責任の法的性質、②追完請求権の法的性質という2つの観点から議論の対象とされてきた。そこでは、それぞれ、①買主の追完請求権の基礎づけにかかわる問題と、②買主の追完請求権の内容確定にかかわる問題が議論されていたとみることができる。

このうち、買主の追完請求権の基礎づけについては、従来、瑕疵担保責任の法的性質論との関係で、特定物売買の場合にも売主が瑕疵のない物の給付義務を負うかどうかという点に照準を合わせた議論が展開されてきた。それによると、買主の追完請求権は、一般的に、「①瑕疵のない物の給付が売買契約の合意内容となる→②その合意に従って売主は瑕疵のない物の給付義務を負う→③買主は瑕疵のない物の引渡しを求める履行請求権（本来的履行請求権）を有する→④瑕疵ある物が引き渡された場合に買主は追完請求権を有する」という図式に従って基礎づけられると考えられてきたものとみられる。

しかし、引き渡された目的物の瑕疵（契約不適合）への対応として、買主が売主に対して、「履行の追完（修補や代物給付）」という、契約当事者が当初から予定していたとは必ずしもいえないような新たな措置を請求する権利は、上でみた図式が示すように、はたして売主が売買契約の合意に従って瑕疵のない物（契約適合物）の給付義務を負うこと（あるいは買主がそれに対応する本来的履行請求権を有すること）のみによって直ちに基礎づけられるのだろうか。もしこの場面で、売主が売買契約の合意に従って瑕疵のない物（契約適合物）の給付義務を負うとされる場合でもなお、一定の考慮から、買主に「追完請求権」という救済手段は原則として認められない——買主は損害賠償や解除など他の救済手段によるほか

ない——とされる可能性があるとするれば、買主の追完請求権が認められるかどうかは、売主が瑕疵のない物（契約適合物）の給付義務を負うかどうかのみによって論理必然的に決まるわけではないことになる。そうだとすれば、買主の追完請求権の基礎づけについては、——売主の瑕疵のない物の給付義務の存否とは別に——買主の追完請求権それ自体がどのような考え方に基づいて基礎づけられるのか（または基礎づけられないのか）が検討されなければならないことになる。

また、買主の追完請求権の内容確定についても、もちろん、買主の追完請求権が、本来的履行請求権の一態様としてそれと同様の規律に服するのであれば、問題は、本来的履行請求権において妥当していた規律内容を追完請求権にそのまま転用することによって解決されることになるだろう。これに対して、追完請求権が本来的履行請求権と同様の規律に服するわけでは必ずしもないとすれば、そうした追完請求権に特有の規律内容がいかなるものかが検討されなければならないことになる。

こうした買主の追完請求権の基礎づけと内容確定の問題を検討するにあたっては、立法及びその解釈を通じてこれらの問題に取り組んできたドイツの議論が注目に値する。そこで、本論文では、ドイツにおける買主の追完請求権をめぐる一連の議論を取り上げ、その分析・検討を通じて、上記の問題に関するわが国の議論への示唆を得ることを試みる。

第2章 ドイツにおける BGB 旧規定のもとでの買主の追完請求権

ドイツにおいては、2002年1月1日に施行された債務法現代化法によって、ドイツ民法典（BGB）の大規模な改正が行われ、改正前の BGB（BGB 旧規定）においては（種類売買における代物請求権に限って）部分的にしか規定されていなかった買主の追完請求権（修補請求権・代物請求権）が、改正後の BGB（BGB 新規定）においては包括的に規定されるに至った。

BGB 旧規定のもとでは、買主の追完請求権は、種類売買における代物請求権が法定されるのみで、修補請求権を認める規定は存在していなかった。また、物の瑕疵のないことが売主の給付義務の内容であるかについても、明文の規定は存在していなかった。

その結果、目的物に瑕疵がある場合に明文で認められていた買主の救済手段は、①瑕疵担保解除又は代金減額請求権、②売主が瑕疵につき悪意の場合又は性質保証がある場合の不履行に基づく損害賠償請求権、③種類売買の場合の代物請求権のみであった。

そうした中、学説では、買主の修補請求権が認められないかが、とりわけ特定物売買において売主が瑕疵のない物の給付義務を負うかという問題と関連づけられて議論されていた。

そこでは、瑕疵のない物の給付が売買契約の合意内容となること、ないし売主が瑕疵のない物の給付義務を負うことが、買主の修補請求権が認められる前提であるとする点で、学説は概ね一致していた。もっとも、多くの見解は、それだけで直ちに買主の修補請求権が認められるわけでは必ずしもないと考えていた。そこでは、以上とは別に、買主の修補請求権それ自体が法秩序によって認められていることが必要であり、現行の法秩序はそれを認めて

いないとされたわけである。そのように考えられた実質的根拠は、次の3点に整理できる。

第1は、BGB旧規定の担保責任法が、奴隷・家畜の特定物売買を基礎に展開されたローマ法の規律に由来するという点である。そこでは、目的物の修補可能性は問題とならず、瑕疵担保解除又は減額による「契約解消型の」解決が事理に適ったものと考えられていた。

第2は、売買契約が、目的物の占有移転および所有権移転を目的とする供給契約であって、その他の作為による結果の作出を目的とする製作契約としての請負契約から区別されるという点である。修補請求権は、売買に基づく給付と関係のない、むしろ請負に基づく給付と同様の作為を目的とするものであり、これを認めることは売買契約の本質に反するとされていた。

第3は、売主が、通常、製造者ではなく単なる商人であって、瑕疵ある物を修理することができないという点である。

もっとも、こうした買主の修補請求権を否定する実質的根拠は、少なくとも工業製品売買が問題となる場合には、克服可能であるともされていた。

第1点目については、農業・手工業社会から工業社会への社会経済構造の変化によって登場した工業製品売買においては、修補請求権を認める約款実務にみられるように、ローマ法由来の上記規律はもはや妥当性を失っており、そこでは、むしろ工業製品売買の「事物の本性」において基礎づけられる買主の修補請求権が妥当するとされた。

第2点目についても、次のようにいわれた。工業製品の生産体制が手工業から大量生産に移行し、かつて請負に属していた手工業による製造過程は、商品譲渡の際に考慮されなくなった。その結果、工業製品売買の広範な領域で請負が売買によって取って代わられた。にもかかわらず、そうした工業製品について修補が必要とされることに変わりはない。それゆえ、請負的な修補請求権を売買にも認めることは、工業製品売買においては、以上の請負と売買の関係の変化から正当化されるとされた。

第3点目についても、売主は、その商品を製造者等に転送して修補を行わせればよいとされた。また、売主は、通常、修補のできる製造者等へのアクセス方法を買主よりも容易に発見でき、むしろ売主に修補義務を負わせるのが適切であるとの指摘もされていた。

第3章 ドイツ債務法改正と買主の追完請求権

以上のような状況の中、ドイツにおいては、債務法改正に向けた議論が展開されることとなった。1980年代からはじまった一連の議論を経て、最終的には、2001年の債務法現代化法により、BGBの債務法部分について大規模な改正が行われることとなった。この改正により、買主の追完請求権は、BGBに包括的に規定されるに至った。

そうした債務法改正の過程で展開された一連の議論を分析・検討すると、買主の追完請求権が法定化されるにあたって基礎に置かれていた考慮は、主として、次の3点にまとめることができる。

第1は、契約に従って売主が瑕疵のない物の引渡義務を負うことを認める場合には、原則

として買主の追完請求権（修補請求権）を認めることが、①「当然の」帰結であるとされる一方で、②それは「論理必然的な」帰結ではないということである。すなわち、買主の追完請求権は、①一方では、売主が瑕疵のない物の給付義務を負うことをその理論的・解釈論的な前提としつつも、②他方では、そのように売主が瑕疵のない物の給付義務を負うことから論理必然的に導き出されるものではなく、むしろ、それに一定の実質的考慮が加わることによってはじめて導き出されるものと考えられているといえることができる。

第2は、BGB旧規定におけるのとは異なり、工業上の技術的製品の売買が、売買契約の典型として想定されることとなったということである。BGB旧規定の規律が売買契約の典型として想定していたのは、不代替物の特定物売買、原材料及び地方生産物の売買であった。それに対して、今日においては、種類売買が特定物売買よりも優位を獲得し、また、種類売買については、技術的製品の売買が、原材料及び地方生産物の売買よりも優位を獲得することになった（それによって売買契約と請負契約との関係が変化した）。そして、そうした工業上の技術的製品の売買においては、瑕疵ある物を取得した買主の利益は、たいていの場合には修補又は他の同種の物の引渡しによって満足されうるものと考えられた。このことが、買主の追完請求権の法定化の基礎にあった実質的考慮であるとみることができる。

第3は、売主が、単なる商人であっても、自ら修補設備を有しているか、あるいは、知識を有する製造者や外部の修理業者との連絡関係を有しているという社会構造に鑑みて、もはや売主自身の修補能力は問題とされなくなったということである。そこでは、むしろ、売主は、典型的に買主よりも容易に、修理のできる者にアクセス・連絡が可能であり、売主に修補義務を課す方が、目的物の修補を実現するための費用が少なく済むとみられることから、原則として売主に修補義務を課す（買主に修補請求権を認める）ことが正当化されているとみることができる。

こうして、債務法改正後のBGB（BGB新規定）においては、売主が瑕疵のない物の給付義務を負うこととともに、売買の目的物に瑕疵がある場合には、買主に追完請求権が認められることが明示的に規定されることとなった。その規律の特徴としては、次の点を挙げることができる。①買主が請求できるのは修補又は代物給付であり、そうした追完方法の選択権は、原則として買主が有している。②売主は、買主が選択した追完を「過分の費用」を要することを理由に拒絶することができる。③買主の追完請求権は、原則として目的物の交付から2年の短期消滅時効にかかる。

もともと、こうした買主の追完請求権については、債務法改正後においても、その規律内容をめぐって激しい議論が展開されることとなった。そこでは、買主の追完請求権の規律内容にかかわる総論的問題として、①買主の追完請求権の法的性質をどのように理解するかという問題が議論されていたほか、買主の追完請求権の具体的規律内容をめぐる問題として、②追完の履行場所、③修補方法の選択権、④追完請求権の範囲、⑤特定物売買における代物請求の可否といった問題が議論されていた。

そこでの議論を分析・検討すると、まず、ドイツにおいて、買主の追完請求権は、本来的履行請求権との同質性と異質性を併有するものと考えられているものとみることができる。そして、このような買主の追完請求権の法的性質の理解に対応して、ドイツの議論においては、買主の追完請求権の規律内容を確定するためのアプローチとして、①本来的履行請求権と同様の規律を妥当させるアプローチと、②追完請求権に特有の規律を妥当させるアプローチが見出された。

これらのうち、①のアプローチがその基礎に置いていたのは、追完請求権が本来的履行請求権との同質性を有するという点、あるいはまた、売買契約締結時の当事者の決定ないし評価を追完請求権の場面でも貫徹すべきであるという考慮であった。これは、瑕疵ある物の引渡しによっては、売主の瑕疵のない物の給付義務はいまだ履行されておらず、買主の追完請求権と本来的履行請求権は、いずれも買主に瑕疵のない物を取得させるという給付結果の実現を目的とする点で共通していることに着目したものであった。

それに対して、②のアプローチは、総じて、本来的履行請求権の規律（ないし売買契約締結時の当事者の決定）は、瑕疵ある物の引渡しが行われた場合の利益状況を十分に考慮したものでないことから、追完請求権が問題となる場面（瑕疵ある物の引渡しがあった場面）では必ずしも妥当性を有しないという考慮をその基礎に置いていた。そのため、この場面では、むしろ、本来的履行請求権の規律ではなく、追完請求権に特有の規律内容が妥当すべきであると考えられる。そして、そのような追完請求権に特有の規律内容を方向づけるものとして、ドイツ法の議論からは、(1) 契約の一定の属性と結びついた契約内在的な要因として、①主観的等価性の原理、②仮定的当事者意思、③売買契約の典型としての工業製品売買の特質、④瑕疵ある目的物の引渡し・受領を契機とする当事者の利益状況が、(2) 契約関係以外にも妥当しうる一般的・契約外在的な要因として、⑤安価費用負担者ヘリスクと権限を配分するという考え方（関係者間でのリスク・権限の配分のための基準）を析出することができる。

第4章 買主の追完請求権の基礎づけと内容確定のあり方

第2章・第3章におけるドイツ法の分析結果を踏まえると、わが国における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定のあり方をめぐる議論については、次のような点を指摘することができる。

まず、2017年の改正前の民法のもとでの議論をみると、そこでは、買主の追完請求権の基礎づけに関する議論は、主として、売主が瑕疵のない物の給付義務を負うかどうかによって展開されてきたものといえる。そのため、一般に、買主の追完請求権は、「①瑕疵のない物の給付が売買契約の合意内容となる→②その合意に従って売主は瑕疵のない物の給付義務を負う→③買主は瑕疵のない物の引渡しを求める履行請求権（本来的履行請求権）を有する→④瑕疵ある物が引き渡された場合に買主は追完請求権を有する」という図式に従って基礎づけられると考えられてきたものとみられる。

これに対し、ドイツにおいては、買主の追完請求権の基礎づけについて、売主が瑕疵のない物の給付義務を負うかどうかに加えて、買主の追完請求権それ自体が法秩序によって認められるかが問題とされていた。そこでは、とりわけ「売買において原則として買主の追完請求権を認めることが、法の基礎にある売買契約の典型に適合する規律として正当化されるか」という観点からの評価が介在していた。仮にこうした観点がわが国においても考慮に入れられるべきであるとすれば、買主の追完請求権の基礎づけを考えるにあたっては、売主の瑕疵のない物の給付義務の存否に加えて、それとは別のレベルの問題として、とりわけ「どのような契約類型を売買契約の典型として法の基礎に据えるべきか」という点の検討が不可欠となる。

その一方で、買主の追完請求権の規律内容やその確定のあり方については、——改正前民法においては、買主の追完請求権を定める規定がそもそも存在していなかったこともあって——必ずしも詳細な検討がされているわけではなかった。もっとも、そうした中でも、追完請求権の法的性質をめぐって議論が展開されており、そこでは、追完請求権の法的性質の理解から、追完請求権の規律内容を確定するための一定の指針を導き出すことができるものと考えられていた。すなわち、①追完請求権を本来的履行請求権の一態様・具体化とみる見解は、追完請求権においても基本的に本来的履行請求権と同様の規律が妥当するとの指針を導き出し、②追完請求権を「現実賠償」の性質を有するものとみる見解は、追完請求権においては損害賠償請求権と同様の規律が妥当するとの指針を導き出していたといえる。

これに対応するものとしては、ドイツにおいても、買主の追完請求権の規律内容を確定するためのアプローチとして、①本来的履行請求権と同様の規律を妥当させるアプローチと、②追完請求権に特有の規律を妥当させるアプローチの対立がみられる。もっとも、②のアプローチは、必ずしも損害賠償請求権の規律を参照しているわけではなく、むしろ、第3章でみた具体的な諸要因を考慮して、きめ細かに追完請求権の規律内容を確定しようとしていた。これは、追完請求権の法的性質だけでは、追完請求権について問題となるさまざまな規律内容を具体的に導き出すための手がかりとして必ずしも十分ではないことによるものと考えられる。そうだとすると、追完請求権の規律内容の確定にあたっては、いずれにしても、ドイツの議論においてみられたように、そうした追完請求権の規律内容が、どのような要因・考慮に基づいて、いかにして確定されるのかを個々の問題に即して具体的に明らかにしていく必要があるといえよう。

わが国においても、2017年の民法改正により、「買主の追完請求権」に関する明文の規定（改正民法 562 条）が新設されるに至った。この改正に至る経緯での議論を手がかりとすると、改正民法における買主の追完請求権の規律については、次のような点を指摘することができる。

まず、買主の追完請求権の基礎づけについてみると、改正民法においても、買主の追完請求権が認められるためには、その理論的前提として、売主が瑕疵のない物の給付義務（契約

適合物の引渡義務)を負うことが必要であると考えられているものといえる。そして、改正民法においては、まさにそうした買主の追完請求権が認められるための理論的前提として、——明文の規定は設けられるに至らなかったものの——売主が契約の内容に適合した目的物を引き渡す義務(契約適合物引渡義務)を負うことが承認されることとなった。

もっとも、その一方で、改正民法において買主の追完請求権が承認されるに至った理由については、その立案過程において、「売買の目的物における工業製品等の占める割合が大きくなっている現代においては、……目的物が種類物か特定物かを問わず、修補又は代替物の引渡しといった追完による対応が合理的と認められる場面は広く存在するようになっていく」といった説明もされていた。これは、上でみた売主の契約適合物引渡義務の承認とは別に、それに加えて、追完請求権に固有の実質的考慮——工業製品等の売買が大きな割合を占める現代社会においては追完による対応が合理性を有する場面が多いこと——によって、買主の追完請求権それ自体を直接に基礎づけようとするものとみられる。

そうすると、改正民法においては、必ずしも明確ではないものの、売主が契約適合物の引渡義務を負うことから、それだけで直ちに買主の追完請求権が基礎づけられると考えられているわけでは必ずしもなく、むしろ、買主の追完請求権は、①そうした売主の義務(契約適合物引渡義務)の承認を理論的前提としながらも、それに、②買主の追完請求権に固有の実質的考慮(法の基礎にある売買契約の典型との適合性の観点からの実質的考慮)が加わることによってはじめて基礎づけられていると理解することが可能である。そうだとすると、改正民法においては、ドイツ法においてみられたのと同様の観点から、買主の追完請求権が基礎づけられているとみることができる。

次に、買主の追完請求権の内容確定のあり方についてみると、改正民法においても、買主の追完請求権の規律内容を確定するための指針が示されているわけでは必ずしもない。

もっとも、先にみたように、改正民法における買主の追完請求権が、売主の契約適合物引渡義務——それに対応する買主の本来的履行請求権——からそれだけで直ちに基礎づけられるものではないと考えるのであれば、そのことは、買主の追完請求権の内容確定のあり方にも影響を及ぼすものと考えられる。確かに、買主の追完請求権は、本来的履行請求権と同様に、買主に契約に適合した目的物を取得させるという給付結果の実現を目的とするものであり、その点に、本来的履行請求権との同質性を見て取ることができる。しかし他方で、上でみたように、買主の追完請求権が、①売主の契約適合物引渡義務(買主の本来的履行請求権)からそれだけで直ちに基礎づけられるものではなく、②契約不適合に対する法的救済として買主に追完請求権を認めることが売買契約の典型——ここでは、「工業製品等」の売買——に適合的な規律かどうかという実質的考慮を経てはじめて基礎づけられるものであるとすれば、買主の追完請求権は、その基礎づけにおいてすでに、本来的履行請求権とは異なる側面を有していることになる。そうすると、買主の追完請求権の内容確定のあり方に関しても、少なくとも、買主の追完請求権の法的性質を「本来的履行請求権の一態様ないし具体化」であると考えて、そこから「追完請求権には本来的履行請求権と同様の規律が妥当す

る」などと単純に考えることはできないというべきだろう。

そうすると、改正民法においても、買主の追完請求権の内容確定にあたっては——とりわけ、明文の規定がない規律内容を確定するにあたっては——、ドイツ法の議論においてみられたのと同様に、買主の追完請求権が本来的履行請求権との同質性と異質性の双方を併有していることを視野に入れて、その規律内容を明らかにしていくことが必要となるものと考えられる。すなわち、買主の追完請求権の規律内容を確定する際には、それぞれ問題となる規律に応じて、①追完請求権に本来的履行請求権と同様の規律内容を妥当させることが適切であるのか、②それが適切ではなく、追完請求権に特有の規律内容を探求することが必要となるのかを慎重に検討する必要がある。そしてまた、その際には、そうした追完請求権の規律内容が、どのような要因に従って、いかにして確定されるのかを明らかにすることが必要となってくる。

終章 おわりに

以上でみたように、買主の追完請求権の基礎づけについて、ドイツの議論においては、①売主が瑕疵のない物の給付義務を負うか否かという問題とともに、それに加えて、②「売買契約の原則的規律として買主の追完請求権を認めることが、法の基礎にある売買契約の典型に適合する規律として正当化されるか」という観点からの検討が行われていた。そしてまた、そこでは、買主の追完請求権の基礎づけを考える際の出発点として、いかなる売買契約の類型が売買契約の典型として法の基礎に据えられるべきかが問題とされていた。

改正民法において買主の追完請求権を認める旨の規定（改正民法562条）を設けるにあたって、その立案過程における説明を手がかりとすれば、①売主が契約適合物の引渡義務を負うことを承認するかどうかという問題とともに、それに加えて、②売買契約において買主の追完請求権を原則として承認することが法の基礎にある売買契約の典型に適合するかという観点からの検討も行われていたとみることができる。そしてまた、そこでは、まさに「工業製品等」を目的物とする売買（工業製品売買）を売買契約の典型として想定したうえで、そのような売買契約の典型に適合する規律として、買主の追完請求権を原則として認めることが正当化されていたと理解することができるのであった。

このように、「売買契約において引き渡された目的物に契約不適合があった場合には、買主の追完請求権が原則として認められる」という規律を、売買契約の典型と結びついた類型的規律であると理解する場合には、その帰結として、上記の規律が妥当する範囲・射程もまた、そうした売買契約の典型に即して実質的に画されることになると考えられる。すなわち、そのような売買契約の典型とは利益状況が本質的に異なる——非典型的な——売買契約（類型）には、上記の規律は及ばないと解されることになる。

そうすると、改正民法において買主の追完請求権を認める旨の明文の規定が設けられたといっても、それが売買契約の典型としての「工業製品売買」と結びついた類型的規律であるのだとすれば、①その規定は、およそすべての売買契約において、買主の追完請求権が認

められることを意味するものでは必ずしもなく、むしろ、②そうした売買契約の典型（「工業製品売買」）とは利益状況を本質的に異にする——非典型的な——売買契約（類型）においては、買主の追完請求権は、原則としてははじめから認められない——その限りで上記規定の適用範囲が限定される——と解されることになるだろう。

さらにまた、以上のような問題のとらえ方をすれば、より一般的に、債務者が債務の「不完全な履行」をした場合においても、そこから直ちに債権者に追完請求権が認められることには必ずしもならず、むしろ、そうした場合に債権者の追完請求権が認められるかどうかは、当該債務の発生原因である契約（類型）の性質・内容に照らして、慎重に吟味される必要があるということになるだろう。そうだとすれば、売買契約以外の契約類型についても、いかなる契約類型において、いかなる態様での「不完全な履行」の場合に、いかなる内容の追完請求権が認められるのか（あるいは認められないのか）が検討されなければならないこととなるだろう。

買主の追完請求権の内容確定のあり方についても、ドイツでの議論を参照すれば、買主の追完請求権の規律内容を確定するにあたっては、買主の追完請求権が本来的履行請求権との同質性と異質性を併有していることを視野に入れて、その規律内容を明らかにしていくことが必要となる。そして、追完請求権の規律内容を具体的に確定するためには、追完請求権の規律内容がどのような要因によって方向づけられるのかを明らかにすることが不可欠となる。

しかしながら、わが国のこれまでの議論においては、そうした追完請求権の規律内容を方向づける要因は必ずしも十分に示されていないものとみられる。そうだとすれば、ひとまず、ドイツ法の議論から抽出された諸要因を手がかりとしながら、その当否と射程を検討してみることが一考に値する。そうした買主の追完請求権の規律を方向づける諸要因として、ドイツ法の議論からは、すでにみたように、①主観的等価性の原理、②仮定的当事者意思、③売買契約の典型としての工業製品売買の特質、④瑕疵ある目的物の引渡し・受領を契機とする当事者の利益状況、⑤安価費用負担者へリスクと権限を配分するという考え方を見出すことができた。もっとも、そうした諸要因を買主の追完請求権の規律において考慮すべきかどうか、考慮すべきであるとして、どのような形で考慮すべきかは、問題となる個々の規律に即して具体的に検討する必要がある、そうした各論的問題の検討が今後に残された課題となる。